

新旧対照表

別紙 「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業の実施について」（平成 28 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（抄）

（変更点は下線部）

改正案	現行
<p data-bbox="241 576 331 611">(別紙)</p> <p data-bbox="271 675 1039 707">かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業実施要綱</p> <p data-bbox="241 770 387 802">(1) 目的</p> <p data-bbox="286 818 1088 1185">発達障害の早期発見・早期支援の重要性に鑑み、発達障害者等が日頃より受診する診療所の主治医等の医療従事者等に対して、発達障害に関する国の研修（国立精神・神経医療研究センターで実施している「発達障害早期総合支援研修」、「発達障害精神医療研修」、「発達障害支援医学研修」をいう。以下同じ。）の内容を踏まえた研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害への対応を可能とすることを目的とする。</p> <p data-bbox="241 1201 450 1233">(2) 実施主体</p> <p data-bbox="286 1249 1088 1329">本事業の実施主体は、都道府県及び指定都市とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できる</p>	<p data-bbox="1128 576 1218 611">(別紙)</p> <p data-bbox="1158 675 1926 707">かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業実施要綱</p> <p data-bbox="1128 770 1274 802">(1) 目的</p> <p data-bbox="1173 818 1975 1185">発達障害の早期発見・早期支援の重要性に鑑み、発達障害者等が日頃より受診する診療所の主治医等の医療従事者等に対して、発達障害に関する国の研修（国立精神・神経医療研究センターで実施している「発達障害早期総合支援研修」、「発達障害精神医療研修」、「発達障害支援医学研修」をいう。以下同じ。）の内容を踏まえた研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害への対応を可能とすることを目的とする。</p> <p data-bbox="1128 1201 1337 1233">(2) 実施主体</p> <p data-bbox="1173 1249 1975 1329">本事業の実施主体は、都道府県及び指定都市とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できる</p>

と認められる関係団体等に委託することができるものとする。

(3) 研修対象者

各都道府県及び指定都市管内で勤務（開業を含む）する医療従事者等とする。

(4) 研修内容

研修受講者に対し、国の研修内容に基づき、発達障害支援に携わるものとして必要で適切な発達障害に関する診療の知識・技術などの修得に資する内容とする。また、研修内容については、国の研修で使用されているテキストの内容に基づいたものとする。

その際、国で実施した「発達障害地域包括支援研修：早期支援」、「発達障害地域包括支援研修：精神保健・精神医療」、「発達障害支援医学研修」を踏まえた、研修を異なる圏域で実施するなど工夫するものとする。なお、地域の実情に応じて複数の研修内容を合わせて実施することや単独の研修内容のみで実施することもできるものとする。

(5) 受講の手続き等

実施主体又は研修実施受託団体の募集要綱に基づくものとする。

(6) 修了証書等の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式

と認められる関係団体等に委託することができるものとする。

(3) 研修対象者

各都道府県及び指定都市管内で勤務（開業を含む）する医療従事者等とする。

(4) 研修内容

研修受講者に対し、国の研修内容に基づき、発達障害支援に携わるものとして必要で適切な発達障害に関する診療の知識・技術などの修得に資する内容とする。また、研修内容については、国の研修で使用されているテキストの内容に基づいたものとする。

その際、「発達障害早期総合支援研修」で1コース、「発達障害精神医療研修」で1コース、「発達障害支援医学研修」で1コースという形で3コースの研修を設け、各コースの研修を異なる圏域で実施するなど工夫するものとする。なお、地域の実情に応じて複数のコースの研修内容を合わせて実施することや1コースの研修内容のみで実施することもできるものとする。

(5) 受講の手続き等

実施主体又は研修実施受託団体の募集要綱に基づくものとする。

(6) 修了証書等の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式

1の例を参考に修了証書を交付することができる。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了年月日、医療機関等の名称、職種、氏名、対応する国の研修名等の事項を記入した名簿を作成し、管理するものとする。
なお、医師とその他の職種で名簿を分けて作成するものとする。

ウ 実施主体の長は、研修修了者の情報について、各都道府県医師会及び指定都市医師会と連携し、研修修了者の同意を得た上で、研修修了者のリスト等を作成・更新し、各市町村や発達障害者支援センター等に配布するなど、地域の発達障害医療体制の推進並びに管内の発達障害者及びその家族等の受診の利便性に資するものとする。

(7) 個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、本事業を実施する都道府県及び指定都市が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

(8) その他

ア 実施主体の長は、本事業の実施に当たっては本事業の研修の講師を国立精神・神経医療研究センターの研修受講者が担う等、国立精神・神経医療研究センターの研修

1の例を参考に修了証書を交付することができる。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了年月日、医療機関等の名称、職種、氏名、対応する国の研修名等の事項を記入した名簿を作成し、管理するものとする。
なお、医師とその他の職種で名簿を分けて作成するものとする。

ウ 実施主体の長は、研修修了者の情報について、各都道府県医師会及び指定都市医師会と連携し、研修修了者の同意を得た上で、研修修了者のリスト等を作成・更新し、各市町村や発達障害者支援センター等に配布するなど、地域の発達障害医療体制の推進並びに管内の発達障害者及びその家族等の受診の利便性に資するものとする。

(7) 個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、本事業を実施する都道府県及び指定都市が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

(8) その他

ア 実施主体の長は、本事業の実施に当たっては本事業の研修の講師を国立精神・神経医療研究センターの研修受講者が担う等、国立精神・神経医療研究センターの研修

受講者の協力の下に行うものとし、本事業の実施を関係団体等に委託する場合には、当該団体と緊密に連携するものとする。

イ 実施主体の長は、研修受講者の募集に当たっては、各都道府県・指定都市医師会を通じ、郡市医師会の協力を得て行うものとする。

(9) 経費の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

受講者の協力の下に行うものとし、本事業の実施を関係団体等に委託する場合には、当該団体と緊密に連携するものとする。

イ 実施主体の長は、研修受講者の募集に当たっては、各都道府県・指定都市医師会を通じ、郡市医師会の協力を得て行うものとする。

(9) 経費の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。